

防災・安全交付金による支援について（想定される主な事業）

1. 防災・安全交付金において実施することが想定される主な事業（基幹事業）の例

事業名	事業内容	交付要綱上の番号
（道路事業）		
① 国土強靱化地域計画に基づく事業（防災・減災）	国土強靱化地域計画に基づく道路の防災・減災に係る事業	ロ－１－（１）
② 子供の移動経路等の生活空間における交通安全対策	交通安全対策、歩行空間のユニバーサルデザイン化、自転車通行空間整備に係る事業	ロ－１－（１）
（港湾事業）		
① 港湾改修事業	事前防災・減災対策として、港湾施設（水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設及び港湾施設用地）の建設又は改良の港湾工事を行う事業	ロ－２－（１）
② 緑地等施設整備事業	事前防災・減災対策として、臨港地区就業者のための快適な就労環境の確保や港湾を訪れる市民等に開かれたウォーターフロントの形成を図るとともに、震災時において避難地・防災拠点として機能するオープンスペースの確保を図るため、港湾における緑地、海浜等の整備を行う事業	ロ－２－（２）
③ 海域環境創造・自然再生等事業	事前防災・減災対策として、海域の環境改善及び適正な港湾利用を図るため、港湾における水質・底質改善及び沈廃船等の処理を行う事業	ロ－２－（３）

事業名	事業内容	交付要綱上の番号
(河川事業)		
① 広域河川改修事業	河川改修事業の実施において、水系、大支川等を単位として、水系一貫した計画的な整備を図るとともに、規模の大きい事業に限定し、また重点整備箇所を設けて整備を実施する事業	□－３－（１）
② 施設機能向上事業	同一の洪水氾濫域を有する区間において、計画的に既存の河川管理施設の機能向上を図るとともに、重点的に整備を実施する事業	□－３－（２）
③ 地震・高潮対策河川事業	津波・高潮対策、耐震対策、地盤沈下対策や市街地再開発事業等の他の事業と一体となった河川整備等を実施する事業	□－３－（３）
④ 特定地域堤防機能高度化事業	河川の改良工事と沿川の再開発事業等が一体的に実施される場合に、再開発事業等部分の盛土を実施する事業	□－３－（４）
⑤ 都市基盤河川改修事業	河川法（昭和３９年法律第１６７号）第１６条の３に基づき、河川管理者との協議により市が事業主体となって改良工事を実施する事業	□－３－（５）
⑦ 調整池整備事業	人口が集中する区域や、大規模な開発が実施される区域等において、計画高水流量を低減する調節池の整備を実施する事業	□－３－（７）
⑧ 流域貯留浸透事業	近年、局地的豪雨の頻発により浸水被害が多発していることを踏まえ、流域における保水・遊水機能を計画的に確保するため貯留浸透施設の設置を実施する事業	□－３－（８）
⑩ 土地利用一体型水防災事業	土地利用状況等を考慮し、連続堤で整備する場合に比して効率的かつ効果的である場合において、輪中堤の築造や宅地の嵩上げ、河川沿いの小堤の設置、浸水防止施設、貯留施設の整備等を実施する事業	□－３－（１０）
⑪ 総合内水対策緊急事業	内水により浸水被害が生ずるおそれがある河川において、排水機場、調節池、その他関連する雨水排水対策施設の整備等のハード対策及び流域における流出抑制、被害軽減等を図るソフト対策を河川管理者と地方公共団体等が連携して実施する事業	□－３－（１１）
⑫ 河川・下水道一体型豪雨対策事業	外水氾濫対策を受け持つ洪水調節施設と内水氾濫対策を受け持つ下水道を出水特性や規模に応じて融通利用し、一体的な運用を推進する事業	□－３－（１２）

事業名	事業内容	交付要綱上の番号
(砂防事業)		
① 砂防事業	流域における荒廃地域の保全及び土石流や火山噴火等に伴う火山泥流、火砕流、溶岩流等の土砂災害から下流部に存在する人家、公共施設等を守ることを主たる目的とし、砂防堰堤等の砂防設備の整備を実施する事業	□－４－（１） □－４－（２）
② 火山噴火緊急減災対策事業	火山地域における住民の安全確保及び火山噴火時等の緊急的な減災対策を迅速かつ的確に実施するため、異常な土砂の動き等を監視し情報伝達するために必要なワイヤセンサー、雨量計、監視カメラ等の設置や、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づく緊急対策用資材の製作・配備を実施する事業	□－４－（３）
(地すべり事業)		
① 地すべり対策事業	人家、公共建物、河川、道路等の公共施設等に対する地すべり等による被害を除却し、又は軽減し、国土の保全と民生の安定に資することを目的とし、排水施設、擁壁その他の地すべり防止施設等を新設し、又は改良する事業、その他地すべり等を防止するために実施する事業	□－５－（１）
(急傾斜地崩壊対策事業)		
① 急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護し、もって民生の安定と国土の保全とに資することを目的とし、擁壁工、排水工及び法面工等急傾斜地崩壊防止施設の設置その他急傾斜地の崩壊を防止するために実施する事業	□－６－（１）
(水道・下水道事業)		
① 水道未普及地域解消事業	水道未普及地域の解消を図るため、水道未普及地域解消計画に基づき、水道施設の整備を行う事業	□－７－（１）－①
② 水道総合地震対策事業	水道システムの「急所」の耐震化、災害拠点病院、避難所、防災拠点などの重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化及び災害時の代替性・多重性の確保を行うための施設の整備等を行う事業	□－７－（１）－⑤
③ 水道施設アセットマネジメント推進事業	「水道施設アセットマネジメント計画」の作成、導水管及び送水管、配水管等の更新等を行う事業	□－７－（１）－⑦
④ 水道事業運営基盤強化推進事業	水道基盤強化計画等に基づく圏域における水道事業等の事業統合又は経営の一体化を契機に施設の整備を行う事業	□－７－（１）－⑧

事業名	事業内容	交付要綱上の番号
⑤ 浸水対策事業	内水による浸水被害を防ぐため、雨水管渠、ポンプ施設等の整備を行う事業	□－７－（２）－② □－７－（２）－⑤ □－７－（２）－⑩
⑥ 地震対策事業	地震・津波による下水道施設の被災を防ぎ下水道機能を維持するため、下水道施設の耐震化・津波対策等を行う事業	□－７－（２）－③
⑦ 老朽化対策事業	老朽管に起因する道路陥没や設備老朽化による処理機能低下等の影響を未然に防止するため、下水道施設の点検、ストックマネジメント計画の策定、改築等を行う事業	□－７－（２）－⑦
⑧ 合流式下水道改善事業	合流式下水道の雨天時越流水対策のため、雨水処理施設、雨水貯留施設等の整備を行う事業	□－７－（２）－④
（その他総合的な治水事業）		
① 総合流域防災事業	流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策を実施する事業（統合河川環境整備事業の要件に該当する河川環境整備事業にあつては、防災・安全対策のために特に必要と認められる事業に限る。）	□－８－（１）
② 津波防護施設整備事業	津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画に記載され、国土交通省令で定める基準を満たす津波防護施設（盛土構造である既存の道路、鉄道を活用し、その施設の背後地への津波による浸水を防止するための陸閘、胸壁。また、道路、鉄道と一体となって整備する概ね500m以内の盛土構造物）の新設又は改良を行う事業	□－８－（２）

事業名	事業内容	交付要綱上の番号
(海岸事業)		
① 高潮対策事業	高潮、波浪又は津波により被害が発生するおそれのある海岸において、堤防・護岸、離岸堤の整備や嵩上げ、堤防等の粘り強い構造への改良等を行う事業	□－９－（１）
② 侵食対策事業	侵食による被害が発生するおそれのある海岸において、離岸堤、人工リーフ、突堤等の整備や養浜等を行う事業	□－９－（２）
③ 海岸耐震対策緊急事業	朔望平均満潮位以下の防護区域を有する海岸及び東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域その他大規模地震が想定される地域の緊急的な対策を要する海岸において、堤防等の耐震・液状化対策、水門等の耐震補強等を行う事業	□－９－（３）
④ 津波・高潮危機管理対策緊急事業	朔望平均満潮位以下の防護区域を有する海岸及び東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域又はその他の大規模地震による津波災害が甚大であり、緊急的な対策を要する地域の緊急的な対策を要する海岸において、海岸保全施設の防災機能の発揮や、津波・高潮からの住民避難を促進するとともに、将来の気候変動の影響予測等を踏まえた津波・高潮対策を計画的に講じるため、水門等の自動化・遠隔操作化及び改修等、堤防・護岸等の破堤防止（補強等）、局所的な堤防未整備箇所における堤防等の整備、排水工の整備、ソフト対策（津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査等）、津波・高潮に関する観測施設、津波防災ステーションの整備、避難対策としての管理用通路の整備、避難用通路の設置、漂着物防止施設、水門等の整備・運用計画策定支援（計画策定に伴う調査含む）、海岸保全基本計画の変更支援（海岸の防護に関する事項及び施設の整備に関する事項等）を行う事業	□－９－（５）
(都市再生整備計画事業)		
① 都市再生整備計画事業	災害の発生が想定される地域において、事前復興まちづくり計画等に基づき市町村等が行う防災拠点の形成を総合的に支援し、地域の防災性の向上を図ることを目的とする事業	□－１０－（１）

事業名	事業内容	交付要綱上の番号
(都市公園・緑地等事業)		
① 都市公園等事業	災害発生時において避難地や防災拠点としての機能を有する都市公園で、災害対策基本法に基づく地域防災計画等に当該都市公園の防災に資する機能が位置づけられた都市公園等の整備を行う事業	ロ－１２－（１）
② 都市公園安全・安心対策事業	都市公園の再整備や公園施設（園路広場、遊戯施設など）の更新、公園施設の計画的な修繕・改築を行うための点検・調査、及び同点検・調査の結果に基づく公園施設長寿命化計画の策定等、安全・安心な都市公園の整備に資する事業	ロ－１２－（２）
(市街地整備事業)		
① 都市防災総合推進事業	市街地の災害危険度を把握するための調査、盛土による災害防止のための調査、住民等の防災まちづくり活動への支援、事前復興まちづくり計画策定への支援、避難・防災活動等を円滑にするための地区公共施設（道路、公園等）や津波避難タワー等の避難場所の整備、防災備蓄倉庫等の避難場所の機能強化、避難地・避難路・延焼遮断帯周辺の建築物の不燃化等を行う事業	ロ－１３－（１）①
② 宅地耐震化推進事業	地震時に滑動崩落や液状化による被害が発生するおそれのある造成宅地を抽出し、その分布や被害の程度等を判定するための調査及び、造成宅地における滑動崩落や液状化による被害を軽減するための対策工事を実施する事業	ロ－１３－（１）②
③ 盛土緊急対策事業	人家等に被害を及ぼすおそれがあるとされた盛土等については、行為者等による是正措置を基本としつつ、地方公共団体による安全性把握のための詳細調査や盛土の撤去、擁壁設置等の対策工事に対する支援を実施する事業	ロ－１３－（１）③
④ 市街地再開発事業等	市街地内の防災上危険な老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合や不燃化された共同建築物の建築、公共施設の整備等を行う事業	ロ－１３－（２）
⑤ 都市再生区画整理事業	市街地内の防災上危険な老朽木造建築物が密集している地区等において、道路や公園等の公共施設の整備と併せて街区の再編等を行う事業	ロ－１３－（６）

事業名	事業内容	交付要綱上の番号
⑥ 都市・地域交通戦略推進事業	多様なモードの連携が図られた、公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを総合的に整備し、都市交通の円滑化を図るとともに、都市施設整備や土地利用の再編により、都市再生を推進するために行われる都市交通システム整備事業のうち防災・安全対策のために特に必要と認められる事業。	□－１３－（８）
⑦ 都市安全確保拠点整備事業	災害時に都市の機能を維持するための拠点市街地（都市計画法に規定する「一団地の都市安全確保拠点施設」に限る。）を整備するために支援を行う事業	□－１３－（１２）
⑧ 無電柱化まちづくり促進事業	新設電柱の抑制を図るため、市街地開発事業等において電線共同溝方式によらずに行われる無電柱化事業	□－１３－（１３）
（都市水環境整備事業）		
① 下水道関連特定治水施設整備事業	（１）河川の流下能力が不足しているため、下水道事業による雨水対策が十分に効果を上げられない地域に係る治水事業及び（２）公共用水域の水環境の改善のため、下水道事業と協調して行う治水事業であり、事業効果の早期発現が見込まれる事業	□－１４－（３）
（地域住宅計画に基づく事業）		
① 公営住宅整備事業等	既存公営住宅の耐震改修工事など、地域住宅計画に基づく事業のうち防災・安全対策のために特に必要な事業	□－１５－（１）
（住環境整備事業）		
① 優良建築物等整備事業	土地の利用の共同化・高度化等にあわせて市街地の防災性・建築物の安全性の向上に資する優良建築物等の整備を行う事業	□－１６－（２）
② 住宅市街地総合整備事業	密集住宅市街地において、老朽住宅等の建替えと公共施設の整備を促進し、住環境改善、防災性の向上等を図るため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う事業	□－１６－（８）
③ 住宅・建築物安全ストック形成事業	住宅・建築物の最低限の安全性の確保を図るため、住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業、住宅・建築物のアスベスト対策に資する事業、危険住宅の移転を行う事業、災害危険区域等内の既存不適格建築物の安全性向上に資する事業及び建築物の火災安全改修を行う事業	□－１６－（１２）

2. 防災・安全交付金において実施することが想定される主な事業（効果促進事業）の例

事業名	事業内容	想定される基幹事業
① 災害関連標識（避難場所、想定浸水深）、案内板・誘導灯の設置	住民に災害関連情報を周知するための標識の設置又は避難誘導に係る案内板・誘導灯の設置を行う。	港湾事業、河川事業、砂防事業、海岸事業、都市再生整備計画事業、市街地再開発事業等、都市再生区画整理事業、都市防災推進事業、都市公園・緑地等事業、優良建築物等整備事業、住宅市街地総合整備事業 ※基幹事業（都市再生整備計画事業）で実施できる場合もある。
② 防災教育、水防訓練、防災訓練、避難訓練の実施	防災に関する教育・啓発活動、水防訓練、防災訓練又は避難訓練の訓練用会場整備・資材購入等を行う。	港湾事業、河川事業、砂防事業、海岸事業、都市再生整備計画事業、市街地再開発事業等、都市再生区画整理事業、都市公園・緑地等事業、優良建築物等整備事業 ※基幹事業（都市防災推進事業、住宅市街地総合整備事業、総合流域防災事業）で実施できる場合もある。
③ ハザードマップ、防災マップ作成	ハザードマップ又は防災マップ等の作成、印刷を行う。	港湾事業、河川事業、砂防事業、海岸事業、都市再生整備計画事業、市街地再開発事業等、都市再生区画整理事業、都市公園・緑地等事業、優良建築物等整備事業 ※基幹事業（都市防災推進事業、住宅市街地総合整備事業、総合流域防災事業）で実施できる場合もある。
④ BCP策定	業務継続計画（BCP）の策定を行う。	港湾事業、水道・下水道事業、都市再生整備計画事業、市街地再開発事業等、優良建築物等整備事業
⑤ マンホールトイレ整備	災害時に必要となるマンホールトイレの整備を行う。	水道・下水道事業、都市再生整備計画事業、市街地再開発事業等、都市再生区画整理事業、優良建築物等整備事業 ※基幹事業（都市再生整備計画事業、都市公園・緑地等事業、都市防災推進事業）で実施できる場合もある。

事業名	事業内容	想定される基幹事業
⑥ 防災用資機材の整備	災害時における防災用資機材倉庫や水防活動に使用する資機材の整備等を行う。	港湾事業、河川事業、砂防事業、海岸事業、水道・下水道事業、都市再生整備計画事業、市街地再開発事業等、都市再生区画整理事業、都市公園・緑地等事業、優良建築物等整備事業 ※基幹事業（都市防災推進事業、住宅市街地総合整備事業）で実施できる場合もある。
⑦ 事業モニタリング調査	事業効果等に係るモニタリング調査等を行う。	河川事業、海岸事業、都市再生整備計画事業、市街地再開発事業等、都市再生区画整理事業、優良建築物等整備事業
⑧ ブロック塀等の安全対策事業	ブロック塀等の倒壊による道路閉塞を防ぎ、安全な避難路を確保するため、ブロック塀等の除却、生垣整備を行う。	都市再生整備計画事業、都市防災推進事業、都市公園・緑地等事業、地域住宅計画に基づく事業
⑨ 防犯灯・防犯カメラの整備	防犯灯・防犯カメラの設置に対して助成を行う。	都市再生整備計画事業、市街地再開発事業等、都市再生区画整理事業、都市公園・緑地等事業、地域住宅計画に基づく事業、優良建築物等整備事業、住宅市街地総合整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業
⑩ 防災に関する専門家派遣	住民による防災まちづくり活動等を支援するために専門家を派遣し、防災性の向上等に資する指導・助言を行う。	都市再生整備計画事業、市街地再開発事業等、都市再生区画整理事業、都市公園・緑地等事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業 ※基幹事業（都市防災推進事業、住宅市街地総合整備事業）で実施できる場合もある。
⑪ 克雪住宅整備、命綱固定アンカー整備	落雪式や耐雪式、融雪式など地域の雪の状況に応じた克雪住宅や雪下ろしが必要な住宅への命綱固定アンカーの整備に助成を行う。	住宅・建築物安全ストック形成事業 ※基幹事業（地域住宅計画に基づく事業の提案事業（地域住宅政策推進事業））で実施できる場合もある。

※ 上記のほか、効果促進事業については、地方の創意工夫を生かした幅広い事業の発案・実施が可能である。

3. 老朽化した社会資本等に対する点検等を行う事業、長寿命化計画等の策定を行う事業等（要綱上の対象事業）

社会資本等の種類	点検等の実施	長寿命化計画等の策定	補修・修繕等の実施
下水道施設（管渠、処理場、ポンプ場）	基幹事業（ロー７－（２）－⑦下水道ストックマネジメント支援制度）により、下水道施設の計画的な改築を行うために必要な点検・調査を実施することができる。	基幹事業（ロー７－（２）－⑦下水道ストックマネジメント支援制度）により、実施することができる。	基幹事業（ロー７－（２）－⑦下水道ストックマネジメント支援制度）により、下水道管渠の改築を実施することができる。
都市公園施設（建物、橋梁等）	基幹事業（ロー１２－（２）都市公園安全・安心対策事業）により、公園施設のうち、建物又は工作物（附帯設備や舗装等を含む。）を対象として、計画的な修繕・改築を行うための点検を実施することができる。	基幹事業（ロー１２－（２）都市公園安全・安心対策事業）により、公園施設のうち、建物又は工作物（附帯設備や舗装等を含む。）を対象として実施することができる。	基幹事業（ロー１２－（２）都市公園安全・安心対策事業）により、地域防災計画又は地震防災緊急事業五箇年計画に位置付けのある都市公園における建物又は橋梁等の耐震改修や公園施設のバリアフリー化等は実施することができる。
公営住宅等	—	基幹事業（ロー１５－（１）地域住宅計画に基づく事業）により実施することができる。	—
住宅・建築物	基幹事業（ロー１６－（１２）－①住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物耐震改修事業））により、住宅・建築物の耐震診断を実施することができる。	基幹事業（ロー１６－（１２）－①住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物耐震改修事業））は、耐震改修促進計画の策定が前提であり、本計画の策定に対し助成をすることができる。	基幹事業（ロー１６－（１２）－①住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物耐震改修事業））により、住宅・建築物の耐震改修を実施することができる。